

令和6年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月18日

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和6年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光発電システムの導入を支援することにより、地球環境の保全に寄与するため、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）を設置する者に対し、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和42年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和6年4月1日以降に対象システムを設置した者
- (2) 第5条第1項第1号に規定する補助金交付申請書兼実績報告書を提出する時点において、本市に住所を有し、かつ、自ら居住する専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅又はこれらの住宅に附属する車庫、物置等へ対象システムを設置した者。ただし、単身赴任等の事由により一時的に当該住宅に住所を有していないが、生計を一にする親族が当該住宅に住所を有する者も含む。
- (3) 令和7年3月14日までに、補助金交付申請書兼実績報告書を提出できる者
- (4) 市税に滞納がない者
- (5) 補助金の交付を受けようとする対象システムに対して、他の市補助金を受けていない者

2 前項の規定は、令和6年2月1日以降に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定による認定の通知（以下「再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知」という。）を受けた者にも適用する。

(対象システム)

第3条 対象システムは、次に掲げる要件に適合したものをいう。

- (1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置されている住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの
- (2) 次の数値のうちのいずれかが10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの
ア 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）
イ パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は日本工業規格に基づく、キロワット表示とする。）
- (3) 対象システムは、新たに設置するものとし、未使用品であるもの（中古品は対象外とする。）
- (4) 対象システムを増設する場合は、既存対象システム分を含めた増設後の対象システムが第2号に規定する要件を満たすこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システムに取り付けられた太陽電池の最大出力に、1キロワット当たり25,000円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100,000円を上限とする。

2 対象システムを増設する場合は、増設部分を補助対象として算出した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）
- (2) 対象システムの設置場所を示す案内図
- (3) 対象システムの設置場所及び付近の見取図
- (4) 対象システムの設置工事着工前の状況を示す写真
- (5) 工事完了後の対象システムの設置状況を示す写真
- (6) 電力会社との太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- (7) 対象システムの設置に係る工事請負契約書の写し
- (8) 対象システムの設置工事費の支払いが分かる領収書の写し
- (9) 市税納税証明書（令和5年度分）
- (10) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し（令和6年2月1日以降に当該認定を受けた者に限る。）

(11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請者に対し、必要に応じて対象システムの設置工事等に関する書類の提示を求めることができる。

3 申請は、住宅1戸につき1回限りとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、受付順に書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付決定及び額の確定をし、住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金の交付決定及び額の確定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により交付決定及び額の確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を直ちに返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

南陽市長

殿

申請者 住 所 南陽市

フリガナ

氏 名

電話番号

令和6年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和6年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 対象システムの設置場所 南陽市
- 2 住宅の区分 専用住宅
併用住宅（居住用の床面積が、その建築物の延床面積の2分の1以上であるもの）
- 3 工事着工日 年 月 日
- 4 電力受給開始日 年 月 日
- 5 設置した対象システムの概要と設置工事費（別紙1及び2に記載すること。）
- 6 太陽電池の最大出力（ キロワット）
- 7 補助金交付申請額（ 円）

注：6に記載した太陽電池の最大出力に、1キロワット当たり25,000円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100,000円を上限とする。

- 8 太陽電池の製造者（メーカー）名（ ）
- 9 申請手続代行者名

郵便番号	〒		
住 所			
会 社 名			
代 表 者 名			
電話番号		担当者名	

10 添付書類

- ①対象システムの設置場所を示す案内図
- ②対象システムの設置場所及び付近の見取図
- ③対象システムの設置工事着工前の状況を示す写真
- ④工事完了後の対象システムの設置状況を示す写真
- ⑤電力会社との太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- ⑥対象システムの設置に係る工事請負契約書の写し
- ⑦対象システムの設置工事費の支払いが分かる領収書の写し
- ⑧市税納税証明書（令和5年度分）
- ⑨再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し（令和6年2月1日以降に当該認定を受けた者に限る。）
- ⑩その他市長が必要と認めるもの

別記様式第1号 別紙1

1 対象システムの概要

(1) 太陽電池製造者（メーカー）名：（ ）

(2) 太陽電池モジュールの型式名（複数ある場合には、それぞれを記載すること。）

①

②

(3) 太陽電池モジュールの製造番号等（別紙2に記載すること。）

(4) 太陽電池の公称最大出力と使用枚数

①（ ）ワット ×（ ）枚

②（ ）ワット ×（ ）枚

注：公称最大出力とは、日本工業規格に規定される太陽電池モジュールの公称最大出力をいい、小数点第2位を四捨五入した値を記載すること。

(5) 太陽電池の最大出力

（ ）キロワット

注：太陽電池の最大出力とは、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（上記（4）①、②のそれぞれの積算値の合計値を1000で除した値）をいい、小数点第3位を四捨五入した値を記載すること。

(6) 太陽電池の固定方法 建材一体型 架台設置型

2 設置工事費

項目	金額(円)	備考
太陽電池モジュール		
架台		
インバータ・保護装置		
接続箱		
直流側開閉器		
交流側開閉器		
余剰電力販売用電力量計		
配線・配線器具の購入・据付		
工事に関する費用		
小計		
消費税		
合計		

別記様式第2号

指令第 号

申請者 住所
氏名

令和6年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金の交付決定及
び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和6年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置
事業費補助金について、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則により下記のとおり交
付することに決定するとともに、同規則第15条の規定により補助金の額を確定したので通知し
ます。

年 月 日

南陽市長

㊟

記

1 確定補助金額 円

2 交付の条件

- (1) 南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第7条第1項の規定を遵守すること。
- (2) 令和6年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) 南陽市監査委員の監査を受けることがありますので、関係書類を設置の完了日が属する年
度の翌年度から起算して5年間整理・保存すること。
- (4) 太陽光発電システムに関する報告等を求められたときは協力すること。

別記様式第3号

令和6年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金請求書

金 _____ 円

年 月 日付け指令第 _____ 号で交付決定及び額の確定通知があった令和6年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金について、上記のとおり交付されるよう請求します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

印

南陽市長 殿

【受取口座】（金融機関又はゆうちょ銀行のどちらかにチェック「レ」を記入してください。）

<input type="checkbox"/> 金融機関	支店名	種別	口座番号 (右詰め)	口座名義 (フリガナ)
銀行・信金 信組・労金 農協	本店 支店 出張所	普通 当座		

<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行 (郵便局)	記号 (注) (左詰め)	番号 (右詰め)	口座名義 (フリガナ)
貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1 _____ 0 - ※		

(注)

- 記号に6桁目がある場合は、「※欄」に御記入ください。
- 受取口座を確認するため、預金通帳をお持ちいただくか、又は預金通帳（見開き1ページ目）の写しを提出してください。

【市確認欄】

日付・番号 金額 印鑑 受取口座